

保護者様

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した児童生徒等が登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。

これらの感染症（裏面参照）の可能性があつて欠席させる場合には、授業開始時間前に学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の診断により、他へ感染させるおそれなくなった児童生徒等を再登校させる際には、以下の「出席停止解除願」を保護者をご記入の上担任へご提出ください。

**\*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。**

渋谷区立 学校  
渋谷区教育委員会

### 出席停止解除願

渋谷区立 学校長 殿

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組 氏名\_\_\_\_\_

下記の疾患について、\_\_\_\_月\_\_\_\_日に医師の診断を受けました。

このため、\_\_\_\_月\_\_\_\_日から\_\_\_\_月\_\_\_\_日まで出席停止となっておりましたが、  
医師の診断により、\_\_\_\_月\_\_\_\_日から登校可能と診断されましたので出席停止を解除願います。

診断名：\_\_\_\_\_

受診した医療機関名：\_\_\_\_\_

電話番号：\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

保護者名\_\_\_\_\_印